

## 公示イメージ

## 【新規許可の場合】

## 1 固定式刺網

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	使用船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業期間	隻数	漁業を営む者の資格
一重網	【中海海域及び境水道を除く】 鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	30	定めなし
	【中海海域及び境水道を含む】 鳥取県沖合	5トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	5	西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者
	【中海海域及び境水道のみ】 鳥取県沖合(米子市と境港市との境界から島根県大海崎鼻南東端を結んだ線以北の中海海域及び境水道に限る。)	5トン未満	定めなし	1月1日から12月31日まで	1	西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有する者

## 【継続許可でない場合】

## 1 小型定置網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	使用船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業期間	隻数	漁業を営む者の資格
ふくろ網	鳥取県沖合(中海海域に限る。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	6	定めなし